

群馬県内におけるNPO法人の動向調査

一般財団法人群馬経済研究所
主任研究員 片貝 弘明

～要 約～

1. NPO法人は営利を目的とせず、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、1998年のNPO法成立以降、法人数は年々増加傾向にある。
2. 当研究所が実施したNPO法人の動向に関するアンケート調査の結果によると、社員数（役員含む）15人以下の法人がおよそ7割を占めた。活動頻度では「毎日」と「週3～5回」を合わせると6割を超え、活動地域では「県内のみ」が8割となった。
3. 財政面では、前事業年度の収支状況を「プラス」もしくは「ほぼ収支均衡」とした法人がおよそ7割を占めた一方、「マイナス」は3割となった。総収入に占める借入、補助金・助成金の割合では「なし」がともに過半数にのぼり、寄付金も5割近くの法人が「なし」となった。
4. NPO法人への寄付を促すための税制上の優遇措置である『認定NPO法人制度』についてたずねたところ、「詳しく知っている」と「概要を知っている」を合わせるとおよそ6割となった。また、11年6月の制度改正により緩和された認定要件を、新たに「充足した」と答えた法人はおよそ5%にとどまった。
5. 運営上の課題・解決策については、5割を超える法人が「活動資金の不足」を選択した。また、NPO法人自身で力を入れている事項としては「行政とのパイプづくり」が、法人運営上の課題解決のために行政に望む事項としては「補助金・助成金充実」が、それぞれ最も多かった。
6. 今回のアンケート調査の結果をみると、多くのNPO法人が財政面での基盤の弱さを抱えている。財政基盤の強化には寄付金収入の拡大が挙げられるが、寄付者に対する優遇措置を盛り込んだ寄付税制の普及・浸透に加え、NPO法人の透明性、信頼性をより高める制度づくりが必要となろう。